

後援名義規程

(目的)

第1条 本規程は、会員が関係する各種行事に「公益社団法人日本プロテニス協会後援」の名義を使用する場合の基準と、その手続を定める。

(申請及び条件)

第2条 申請は所定の申請書を用い会員名でなされ、申請料 20,000 円（消費税別）を添えて行事開催日の 30 日以前にオフィシャルスクール・後援委員会に提出されなければならない。

原則として会員が主催者またはその一員であるか、トーナメントの場合はディレクター、レフェリーもしくはそれに準ずる立場にある行事でなくてはならない。

(審議・承認)

第3条 所定の申請用紙をオフィシャルスクール・後援委員会に提出し、審議を経て第2条申請料の納付を持って承認される。

(報告の義務)

第4条 申請者は当該行事の終了後 10 日以内に、行事内容、プログラム・ドローシートなど関連する印刷物を納付した報告書を協会に提出しなければならない。

(違反)

第5条 申請内容と大きく相違した事実が確認された場合は、実施前の時には承認を取り消し、実施後の時は向 3 年間同一会員よりの申請は受け付けない。

(特例)

第6条 主催者が官公庁や報道機関及びこれに準ずる（協会に特に関係する企業も含む）ものであり、その開催目的が明確に公共性の強いものである場合は、本規程の申請料を免除することが出来る。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項が生じた場合には理事会の決議により定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は平成 9 年 4 月 20 日より施行する。

一部改定 平成 12 年 9 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日
平成 25 年 6 月 18 日 委員会変更